東海市告示第８２号

令和７年度東海市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地震による倒壊等の被害を防止するため、旧基準非木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、市の予算の範囲内で補助金を交付することにより、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、もって市民の生命及び財産を保護することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　非木造住宅耐震改修費補助事業　この要綱に基づく国庫補助金及び県補助金を受けて実施する非木造住宅の耐震改修工事への補助事業をいう。

⑵　旧基準非木造住宅　昭和５６年５月３１日以前に着工された木造以外の構造の住宅で、戸建て、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものにあっては、その用途に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の２分の１未満のものに限る。）であるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他の公の機関が所有するもの及び特殊な構造（組積造、補強コンクリートブロック造等）であるものを除く。

⑶　大規模共同住宅　旧基準非木造住宅のうち共同住宅で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア　耐火建築物又は準耐火建築物であること。

イ　延べ床面積が１，０００平方メートル以上で、地階を除く階数が原則として３階以上であること。

⑷　耐震診断者　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士又は同条第３項に規定する二級建築士であるものをいう。ただし、同法第３条第１項に規定する建築物の耐震診断を行うものは、一級建築士であること。

⑸　耐震診断　耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「技術上の指針」という。）に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。

⑹　耐震改修工事　耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判断されたものについて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第１７条第３項の規定に基づく計画の認定又は愛知県知事が専門的機能を有すると認める機関の評価を受けた上で行う耐震改修工事（別表１に定めるものに限る。）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

⑴　市内に住所を有する個人又は市内に営業所等を有する法人であること。

⑵　耐震改修工事を行う住宅の所有権を有する個人（現にその建物に居住する者で所有者の同意を得られるものを含む。）又は法人（区分所有住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条若しくは第６５条に規定する団体又は同法第４７条第１項（同法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。以下「管理組合」という。）その他市長が適当と認める者であること。

⑶　区分所有の共同住宅の場合は、管理組合で合意が得られていること。

⑷　市税を滞納していない者であること。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

（補助対象工事）

第４条　補助の対象となる耐震改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件を満たす工事とする。

⑴　耐震診断によりＩｓ値（構造耐震指標）が０．６未満又はｑ値（保有水平耐力）が１．０未満の旧基準非木造住宅に係る工事であること。

⑵　別表１に定める耐震改修工事に要する経費（以下「耐震改修工事費」という。）が５万円以上の工事であること。

⑶　耐震改修工事完了後における当該住宅のＩｓ値（構造耐震指標）が０．６以上かつｑ値（保有水平耐力）が１．０以上となることが見込まれる工事であること。

（事前相談）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ非木造住宅耐震改修費補助事業に係る事前相談書にその他市長が必要と認める書類を添付して、令和７年１２月１５日までに市長に提出しなければならない。

（補助対象経費）

第６条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事及びその監理に要する費用とする。

（補助対象工事の完了）

第７条　補助対象工事は、令和８年３月１３日までに完了するものでなければならない。

（補助金の額）

第８条　一戸当たり（長屋又は共同住宅の場合は、一棟当たり）の補助金の額は、別表２による。

（補助金の交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添付して、令和７年４月１５日から令和８年１月１５日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

２　前項の場合において補助金の交付額（補助金確定前は内定額とする。）の合計額が予算の範囲を超えたときは、市長は申請を受理しないことができる。

（補助金の変更申請）

第１０条　申請者は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第１１条　市長は、前２条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（事業の中止）

第１２条　前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が耐震改修工事を中止しようとする場合は、中止届を市長に提出しなければならない。

（完了届）

第１３条　補助事業者は、補助対象工事の施行を完了したときは、完了の日から起算して７日を経過した日又は令和８年３月１３日までのいずれか早い日までに、完了届を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第１４条　市長は、前条の完了届を受理したときは、現地調査を行い、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第１５条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定による支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

⑴　この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

⑵　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

（適用除外）

第１７条　この要綱により補助金の交付を受けて耐震改修工事を行った住宅については、この要綱及びこれに相当する要綱による補助金の交付を申請することができない。

（雑則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表１（第２条、第４条関係）

	耐震改修工事	工事監理
耐震改修工事の監理		工事監理
Ｉｓ値（構造耐震指標）又はｑ値（保有水平耐力）の評価を向上させる目的とした工事	・躯体工事（鉄骨工事、コンクリート工事等） ・基礎工事（土工事を含む。） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作･左官･内外装･建具･塗装･建築設備の工事）	
その他の改修工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事	

別表２（第８条関係）

種類		補助対象経費	金額
耐震改修工事に対する助成額	耐震改修工事（戸建て住宅）	耐震改修工事に要する経費	次に掲げる額の合計額 ⑴　耐震改修工事費（耐震改修に附帯する工事を含む。）に５分の４の割合を乗じて得た額（その額が１０３万５千円を超える場合は、１０３万５千円） ⑵　工事監理費に５分の４の割合を乗じて得た額（その額が１１万５千円を超える場合は、１１万５千円）

			⑶　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１９の２に規定する所得税額の特別控除の額（以下「所得税額の特別控除の額」という。）
	耐震改修工事（長屋及び共同住宅）	耐震改修工事に要する経費。ただし、次に掲げる額を超える場合はその額とする。 ⑴　耐震改修工事に要する費用が延べ面積に１㎡当たり３９，９００円	次に掲げる額の合計額 ⑴　耐震改修工事費（耐震改修に附帯する工事を含む。）及び設計監理費を合算した額（その額は耐震改修工事費に５分の４の割合を乗じて得た額を超えない額とし、当該額が戸当たり１１５万円を超える場合は、１１５万円に戸数を乗じた額） ⑵　所得税額の特別控除の額
	耐震改修工事（大規模共同住宅）	耐震改修工事に要する経費。ただし、次に掲げる額を超える場合はその額とする。 ⑴　耐震改修工事に要する費用が延べ面積に１㎡当たり５１，７００円を乗じた額	次に掲げる額の合計額 ⑴　耐震改修工事費を２３パーセントの割合で乗じて得た額（その額が戸当たり８０万円を超える場合は、８０万円に戸数を乗じた額） ⑵　工事監理費に３分の２の割合を乗じて得た額（その額が戸当たり１０万円を超える場合は、１０万円に戸数を

			乗じた額) (3)　附帯工事費(その額と(1)の額を合計した額が戸当たり８０万円を超える場合は、８０万円に戸数を乗じた額から(1)の額を控除した額) (4)　所得税額の特別控除の額
補助金の額	耐震改修工事		耐震改修工事に対する助成額から所得税額の特別控除の額を控除した額

備考　補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額を補助金の額とする。